

市町村が定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る県の同意基準及び標準処理期間

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 250 条の 2 第 1 項及び第 250 条の 3 第 1 項の規定により、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号、以下「法」という。）第 8 条第 4 項（同法第 13 条第 4 項において準用する場合を含む）に定める農用地利用計画に係る同意の基準及び標準処理期間を次のとおり定める。

第 1 同意の基準

- 1 法第 4 条に定める県農業振興地域基本方針に適合し、法第 6 条第 1 項に定める農業振興地域内において農用地区域が定められていること。
- 2 法第 12 条の 2 の規定による基礎調査を適宜実施し、当該整備計画の全体について必要な見直しを行っていること。
- 3 農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 44 年政令第 254 号、以下「政令」という。）第 3 条第 1 項に定める農業協同組合及び土地改良区、同条第 2 項に定める森林組合及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号、以下「省令」という。）第 3 条の 2 第 1 項に定める農業委員会からの意見聴取を行っていること。
- 4 省令第 4 条の規定により、農用地区域については、当該農用地区域に含まれる土地と当該農用地区域に含まれない土地との区別が、農用地区域内にある土地の農業上の用途区分については、その用途区分があきらかに定められていること。
- 5 農用地区域の設定・変更にあたっては、法第 10 条第 3 項各号に定める土地が農用地区域として定められていること。
但し、法第 10 条第 4 項に該当する土地については、農用地区域には含まれないものとする。
- 6 法第 11 条第 1 項に定める農業振興地域整備計画の公告・縦覧が行われており、同条第 8 項に定める協議の申し出を行う要件を満たしていること。
- 7 農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供するために除外する場合は、原則として、法第 13 条第 2 項各号の要件を全て満たしているとともに、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に定める転用許可の見込み等、他法令との調整を了していること。
- 8 上記のほか、農用地利用計画の内容については、農業振興地域制度に関するガイドライン（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号農林水産省構造改善局長通知）

に基づくものであること。

第2 標準処理期間

1 基礎調査等による全体的な見直しの場合

- | | |
|----------|------|
| (1) 事前協議 | 60日間 |
| (2) 法定協議 | 25日間 |

2 上記以外の場合

- | | |
|----------|------|
| (1) 事前協議 | 15日間 |
| (2) 法定協議 | 10日間 |

※1 期間算定については、市町村の協議書類を県で受け付けた日から、県の回答書の発出日までとする。

※2 協議書類の内容不備に伴う修正に要する期間及び宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例7月8日条例第22号）第2条第1項第3号に規定する県の休日（12月29日～1月3日）は含まない。

※3 法定協議は事前協議を了したものと内容に変更の無い場合とする。

第3 その他

この規定は、平成26年5月1日以後に県で受け付けたものから適用する。